別表第一の失踪の宣告の部の次に次の一部を加える。

意思表示の受領の特別代理人	
五十七の二	意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消し	民法第九十八条の三第一項及び第四項

別表第一の六十一の項中「第七百九十四条」を「第七百九十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同表の七十八の項中「第八百五十七条の二第二項」を「第八百五十八条第二項」に改め、同表の百二の項中「及び」を「（同法第九百七十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、」に改め、「第九百七十九条第三項」の下に「及び第九百七十九条の二第五項」を加え、同表の百三の項中「遺言書」を「遺言書等」に改め、同表の百十一の項中「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任」を「任意後見開始」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表の百十二の項中「任意後見監督人が欠けた場合における」を削り、「第四条第四項」を「第七条第一項から第三項まで」に改め、同表の百十三の項から百二十一の項までを次のように改める。

百十三	削除	
百十四	任意後見監督人の職務に関する処分	任意後見契約法第十条第三項
百十五	任意後見監督人の辞任についての許可	任意後見契約法第十条第四項において準用する民法第八百七十六条の三
百十六	任意後見監督人の解任	任意後見契約法第十条第四項において準用する民法第八百七十六条の五
百十七	任意後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	任意後見契約法第十条第四項において準用する民法第八百七十六条の十二第一項及び第二項
百十八	任意後見監督人に対する報酬の付与	任意後見契約法第十条第四項において準用する民法第八百七十六条の十九
百十九	任意後見人の事務の監督	任意後見契約法第十一条において準用する民法第八百七十六条の二十
百二十	任意後見人の解任	任意後見契約法第十二条
百二十一	任意後見契約の解除についての許可	任意後見契約法第十三条第二項

別表第二中「第三条の八、第三条の十―第三条の十二」を「第三条の九、第三条の十一―第三条の十三」に改める。

（法務局における遺言書の保管等に関する法律の一部改正）

第五条　法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次条第一項」を「第三条第一項」に改め、「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百六十八条の自筆証書によってした遺言に係る遺言書をいう。以下同じ。）」を削る。

第十八条を第二十七条とする。

第十七条に次の一項を加える。

2　第七条第一項の申請に対する処分又はその不作為についての前条第一項の審査請求については、前項の規定にかかわらず、行政不服審査法第三十一条の規定を適用する。

第十七条を第二十六条とする。

第十六条第七項中「第十六条第四項」を「第二十五条第四項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十五条中「及び遺言書保管ファイル」を「、遺言書保管ファイル及び閉鎖遺言書保管ファイル」に改め、同条を第二十四条とする。

第十四条中「及び遺言書保管ファイル」を「、遺言書保管ファイル及び閉鎖遺言書保管ファイル」に改め、同条を第二十三条とし、第十三条を第二十二条とする。

第十二条第一項第二号中「遺言書」の下に「又は遺言書保管ファイル若しくは閉鎖遺言書保管ファイルに記録された事項を表示したもの」を加え、同項第三号中「遺言書情報証明書」の下に「若しくは遺言書情報証明情報」を、「遺言書保管事実証明書」の下に「若しくは遺言書保管事実証明情報」を、「交付」の下に「又は提供」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、法務省令で定める方法で同項第一号の申請、同項第二号の閲覧の請求又は同項第三号の交付若しくは提供の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。

第十二条を第二十一条とし、第十一条を第二十条とする。

第十条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条第一項中「第七条第二項第二号（第四条第四項第一号に係る部分に限る。）及び第四号」を「第十一条第二項第一号ロ（第六条第四項第一号に係る部分に限る。）及びニ、第二号ハ及びニ若しくは第三号ロ及びハ」に、「第十二条第一項第三号」を「第二十一条第一項第三号」に改め、「交付」の下に「又はこれらの事項を証明した電磁的記録（同号において「遺言書保管事実証明情報」という。）の提供」を加え、同条第二項中「前条第二項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（遺言者の死亡を確認したときの通知）

第十九条　第六条第一項又は第七条第一項の申請に係る遺言者は、法務省令で定めるところにより、当該遺言者の死亡後に、当該遺言者が指定する者に対し、その申請に係る遺言書を保管している旨を遺言書保管官が通知することの申出をすることができる。

2　前項の申出をした遺言者は、いつでも、法務省令で定めるところにより、その申出を撤回し、又はその指定する者を変更することができる。

3　遺言書保管官は、第一項の申出をした遺言者の死亡の事実を確認したときは、法務省令で定めるところにより、その申出に係る遺言書を保管している旨を当該遺言者が指定した者に通知するものとする。ただし、第十四条第一項の撤回がされた場合は、この限りでない。

第九条第一項中「第五項及び第十二条第一項第三号」を「第六項及び第二十一条第一項第三号」に改め、「交付」の下に「又は当該事項を証明した電磁的記録（第六項及び同号において「遺言書情報証明情報」という。）の提供」を加え、同項第二号中「記載された」を「記載され、若しくは記録された」に改め、「（ロに規定する母の相続人の場合にあっては、ロに規定する胎内に在る子に限る。）」を削り、同号イ中「第四条第四項第三号イ」を「第六条第四項第三号イ又は第七条第三項第二号イ」に改め、同号ハ中「（同法第八百九十二条に規定する推定相続人をいう。以下このハにおいて同じ。）」を削り、同項第三号中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改め、同号イ中「第四条第四項第三号ロ」を「第六条第四項第三号ロ又は第七条第三項第二号ロ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「関係遺言書を保管する遺言書保管所」を「特定遺言書保管所」に、「当該関係遺言書」を「遺言書保管所に保管されている自己が関係相続人等に該当する遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。以下この条及び次条第一項において「関係遺言書」という。）（電子保管証書遺言書を除く。）」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　関係相続人等は、遺言書保管官に対し、遺言書保管所に保管されている関係遺言書に係る遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。